

科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)研究成果報告書

平成25年 6月 7日現在

機関番号: 12102 研究種目: 若手研究(B) 研究期間: 2011~2012 課題番号: 237300

課題番号: 23730039 研究課題名(和文) 動産担保取引と英米法諸国の国際私法

研究課題名(英文) Secured Transactions and Conflict-of-law Rules: How the rules have

developed in Common law countries?

研究代表者

藤澤 尚江 (FUJISAWA NAOE)

筑波大学・ビジネスサイエンス系・准教授

研究者番号:60533750

研究成果の概要(和文):

2009年に制定されたオーストラリアの動産担保法 (PPSA2009)では、米国の統一商事法典 (UCC)と同様に、物品のような有体物に対する担保権についても、債務者の所在地法を準拠法としうることが定められた。これは、債務者所在地法による規律に、一定のメリットを認めるからである。他方で、債務者所在地法によることにはデメリットもある。それゆえ、債務者所在地法によるか、伝統的な目的物の所在地法によるかは、当事者の選択に任されている。しかしながら、当事者に準拠法を選択させることで、解決しがたい問題が生じる。従って、日本において同様の規則を採用することは難しいだろう。

研究成果の概要 (英文):

Under the Personal Property Securities Act 2009 (PPSA2009) enacted in Australia, the law of the jurisdiction in which the grantor is located may govern the validity, the perfection, and the effect of perfection or non-perfection of a security interest, even in relation to a security interest in tangible property such as ordinary goods. Comparing the merits and demerits of the application of the law in which the grantor is located, the parties to a security agreement may choose the law, instead of the *lex rei sitae*, as the applicable law to the security interest. However, this may cause some serious issues, for which Japan should not adopt PPSA2009 type of conflict-of-law rules.

交付決定額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合 計
交付決定額	1, 800, 000	540,000	2, 340, 000

研究分野:社会科学

科研費の分科・細目:国際法学

キーワード:民事法学、国際私法、動産担保、準拠法、比較法学、オーストラリア

1. 研究開始当初の背景

(1)近年、企業の在庫や売掛金等の動産を 担保とする融資(以下では「動産・売掛金担 保融資」という)が注目されている。これを 受けて、日本では、2005年に動産及び債権 の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に 関する法律(以下では「動産・債権譲渡特例 法」という)を改正・施行し、動産・債権譲 渡(担保)の第三者対抗要件を登記により具備することが可能となった。

(2) こうした流れは日本に限らず、1999年には、米国の統一商事法典(Uniform Commercial Code)(以下では「UCC」という)の担保取引を定めた第9編が大幅に改正され、同年、ニュージーランド(以下では「NZ」

という)でも、1999 年動産担保法(Personal Property Securities Act 1999) (以下では「PPSA1999」という)が立法された。また、2007 年には、国連の国際商取引法委員会(UNCITRAL)において、低コストでの担保付与信の利用可能性の促進を目的とし、「担保付取引に関する立法ガイド」(以下では「立法ガイド」という)が採択される。その目的のためには、国際的な取引から生じる様々な問題にも対処しなければならないとして、立法ガイドは抵触規則に関する提案も行っている。同様に、米国の UCC や NZ の PPSA1999 でもまた、それぞれ実質法だけではなく抵触規則についての定めをおく。

- (3)他方、日本の法の適用に関する通則法 (以下では「通則法」という)では、改正前 の法例の時代から、物権はその目的物の所在 地法によるとの原則が変更されていない(通 則法 13条)。法例から通則法への改正が検討 された過程では、動産に対する約定担保権に ついて、資産流動化を促進させるための規定 をおくべきではないかとの意見も出された。 しかしながら、議論のほとんどされることの ないまま、時期尚早として特段の規定は設け られないことになった。
- (4)他方、米国は動産担保取引の先進国であり、米国のUCCはわが国において担保法制を考える際にしばしば参照されるが、UCCでは、担保権を「債務者(debtor)の所在地法」によらせることを原則としている(UCC§9・301)。そして、UCCの抵触規則は、UNCITRALの担保取引立法ガイド策定時の議論にも強い影響を与えた。2009年には、オーストラリアでも、動産担保法(Personal Property Securities Act 2009)(以下では「PPSA2009」とする)が制定されたが、PPSA2009でも、債務者の所在地法を準拠法としうる規定が設けられている(PPSA2009§237)。

2. 研究の目的

本研究の目的は、グローバルな市場からの 資金調達を容易にするため、米国の改正前 UCC、サスカチュワン州の 1993 年動産担保 法(Personal Property Security Act 1993) (以 下では「PPSA1993」という)、改正後 UCC、 NZ の PPSA1999、UNCITRAL の立法ガイド、そしてオーストラリアの PPSA2009 を比較することで、企業が有する動産を活用した 資金調達(たとえば、動産・債権保融資 (ABL))において生じる国際私法の問題(渉 外的な私法関係にいずれの地の法を適用すべきか)の解決に取り組むことにある。

3. 研究の方法

(1) オーストラリアの PPSA2009 (動産担保法) に関し、その規則と制定過程とを調査した

文献・資料等を収集して、分析を行うとともに、大阪・東京等で開催される国内の研究会に参加し、情報収集・意見交換を行った。さらに、オーストラリアのシドニー大学を訪れ、日本で入手できなかった資料を収集し、問題点を解消するため、専門家の意見を聴取し、情報交換を行った。

(2) 応募時当初は、オーストラリアに続き 英国の国際私法を研究することを予定して いた。しかし、上述「3 (1)」のオースト ラリア法に関する調査により、PPSA2009 は、 米国の UCC、サスカチュワン州の PPSA1993、 NZの PPSA1999、UNCITRAL の立法ガイドを参 考に立法され、PPSA2009 の立法理由を探るた めには、これらの規則の研究が不可欠である ことが明らかになった。そこで、これまでに 研究を行っていた UCC および UNCITRAL の立 法ガイドに加え、サスカチュワン州の PPSA および NZの PPSA について、それぞれがいか なる国際私法を、いかなる理由により採用し ているのかを調査した。

基本的には、「3 (1)」のオーストラリアに関する調査と同様、文献・資料等による調査を行い、国内の各研究会で意見および情報交換を行うことで研究を進めた。さらに、文献収集および問題点解消のため、オーストラリアのアデレード大学を訪れ、情報・資料収集をするとともに、アデレードで開催された動産担保取引に関するシンポジウムに参加し、各国の研究者と意見および情報の交換を行った。

(3)上述の「3(1)」および「3(2)」を通じ、各国実質法の差異を視野に入れ、現在の動産担保融資における担保の役割を考慮しながら、わが国の動産に対する約定担保権に関する国際私法のあるべき姿を探った。

4. 研究成果

(1)オーストラリアのPPSA2009 (動産担保法)は、米国のUCCと同様に、物品等の有体物を担保の目的とする場合にも、債務者所在地法の適用を認める。しかし、債務者所在地法の適用という共通点を有する一方で、PPSA2009 策定時に参照した米国、カナダ、NZ、UNCITRAL のいずれとも異なる抵触規則も採用する。PPSA2009 の個々の抵触規則について、その立法理由を十分に解説したものは見当たらない。従って、PPSA2009 がその国際私法等とPPSA2009 とを比較し、PPSA2009 が上述のような国際私法を採用した理由を探る必要がある。

- (2)米国の改正前 UCC、サスカチュワン州の PPSA1993、改正後 UCC、NZ の PPSA1999、そして UNCITRAL の立法ガイドのそれぞれの抵触規則を概観し、これらの抵触規則と PPSA2009 とを比較したところ、次の共通点が導き出された。第一に、物品に関しては第二に、債権等の無体財産に関しては、債務者の所在地法に服させる点、第三に、複数の地で用いられる物品に関しても、債務者の所在地法に服させる点、第四に、移動中または移動を形定している物品に関して、仕向地法の適用を認める点、第五に、猶予期間を設けている点である。
- (3)他方で、特にオーストラリアのPPSA2009 と他のルールとの相違点としてあげられるのは次の点である。第一にスPPSA2009が、原則として、債務者がオーストラリアの事業体であり、担保権設定契約を可選択をする場合には、連邦法の適用を認める点、第二に、債務者の所在地の法とに実質法のみならず抵触法までもが含まれる場合に、よるが、その例外を、担保の目的物が物品の場合は含まない点、第四に、債務者が法した地とされる点である。
- (4) 上述「(2)」で共通点としてあげた点 は、いずれも、担保物の所在地法に従うこと を原則とし、目的物の所在地法原則が適当で ない例外的な場面の補完を行う(債権等の無 対物に関する規定、複数の法域で用いられる 物)または担保物所在地法の適用により生じ る問題に対応するルールである(他の法域へ の移動を予定している物、猶予期間)。他方、 上述「(3)」で相違点としてあげたのは、い ずれも債務者の所在地法の適用を前提とす るものである。ただし、相違点のうち、第二 の抵触法への準拠、第三の債務者所在地の例 外は、いずれも担保物所在地法の例外として 債務者所在地法が適用された場合に、そこで 生じる問題に対処するための規定であり、担 保物の所在地法の適用が原則であることが 前提にある。他方、第一の相違としてあげた、 債務者がオーストラリアの事業体であり、担 保権設定契約で明示の選択をする場合には、 オーストラリア連邦法の適用を認めるとい う点は、担保物所在地法の適用を前提とした 例外的な規定ではなく、債務者の所在地法の 適用を原則とするものである。

すなわち、オーストラリア PPSA2009 の抵 触規則とは、担保物の所在地法の適用を原則

- とするルールと、債務者の所在地法を適用するルールとを併存させ、いずれを原則とするかは、担保権設定契約の当事者に任せられたものとして理解することができるだろう。
- (5) 担保物が物品等の有体物である場合にも、債務者所在地法を適用することには、次移動する物品(可動性物品等)と通常の物品となり、第二に、物品と債権とのと別が不要となり、第二に、物品と債権となり、第三に、複数の法域に所在する動産と一切とで規律にとる場合にも、単一の法に、物の更に、複数のはとなり、第四に、物の更にとなりも、準拠法変更ストとのメリットを認めるがということである。オースが当りに、債務者所在地法に従わせるか否かを当者に任せたのであろう。
- (6) しかしながら、オーストラリアの PPSA2009 のように、債務者の所在地法を準拠 法とするか否かを当事者の選択によらせる とする国際私法は、次の問題をはらんでいる。 第一に、当事者により債務者所在地法が準拠 法として選択された担保権と担保物の所在 地法に従う担保権との優劣が問題になった 際、優劣の決定が困難になりかねないという 問題である。たとえば、オーストラリア外の A 国に物品が所在する場合に、その物品を目 的とする複数の担保権間の優劣が争われた とする。ある担保権は、当事者が債務者所在 地法 (オーストラリア法) に従うことを選択 し、別の担保権は当事者による選択がないと して当該物品の所在地法 (A 国法) に従うと すれば、両者の優劣を決するのはオーストラ リア法とA国法のいずれの法になるのか。ま た、第二に、担保権設定当事者以外の第三者 にとって、準拠法がわかりにくいという問題 もあげられよう。確かに、選択される準拠法 の範囲は、債務者がオーストラリアの事業体 である場合に、オーストラリア法を選択しう るのみと限定される。また、準拠法を選択す る際には、担保権設定契約にその旨明示され ることも求められている。しかしながら、登 録により公示されるのは、担保権設定契約そ れ自体ではなく貸付証書である。従って、た とえ担保権設定契約に準拠法が明示されて いたとしても、第三者がそれを確認するのは 容易ではないだろう。
- (7) PPSA2009 と同様の国際私法を日本でも 採用できるかについては、上述「6」の問題 をが解決されないかぎり難しいと言わざる をえないだろう。

しかしながら、オーストラリアの PPSA2009 は施行されたばかりの段階であり、実際に利 用がなされることで PPSA2009 を巡る問題も 次第に明らかになってくるだろう。上述の問題を含め、オーストラリアがこうした問題に いかに対応していくのか、今後の動向が注目 される。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

①<u>藤澤尚江</u>、豪州動産担保法と国際私法、筑 波ロー・ジャーナル、査読無、13号、2013、 pp. 27-77

6. 研究組織

(1)研究代表者

藤澤 尚江 (FUJISAWA NAOE) 筑波大学・ビジネスサイエンス系・准教授 研究者番号:60533750